

開催年月日 平成28年9月6日(火)
 質問者 日本共産党 宮川潤 委員
 答弁者 保健福祉部長 村木一行
 保険衛生担当局長 阪正寛
 国保医療課長 望月泰彦

質問内容	答弁内容
一 国保都道府県化について (一) 高額医療費共同事業等の評価について <p>最初に、今回の台風被害に遭われて、不幸にも亡くなられた方には心からおくやみを申し上げますとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。</p> <p>それでは質問に入ります。</p> <p>今回示されました運営方針策定の考え方の中では国保の都道府県化が示されています。「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」では、「策定のねらい」として、「小規模保険者では財政が不安定となりやすい」と書かれています。</p> <p>しかし、今まででは、その不安定にならないために、「高額医療費の共同事業」をつくる、安定させたはずであります。この事業では不十分で不安定だったということなのか、伺います。</p>	<p>【国保医療課長】 高額医療費共同事業の取組みについてでございますが、高額医療費の共同事業につきましては、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和する仕組みとして、国保制度の安定化に一定の役割を果たしてきたところでございます。</p> <p>この度の国保の都道府県単位化にあたりまして、保険料軽減などの低所得者対策の強化や、精神疾患が多いといった要因による医療費の増加に対しまして、国が財政支援の拡充を行うこととしている中で、高額医療費を共同で負担する仕組みにつきましては、平成30年度以降においても、引き続き都道府県の判断により納付金の仕組みの中で実施することができるとされているところでございます。</p>
(二) 都道府県化と医療機関の偏在の関係性について <p>この「策定のねらい」の中では、さらに医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じている」というふうにもしております。</p> <p>国保の都道府県化は、国保会計を都道府県におくということであって、これによって、医療機関の偏在や給付費の格差が解消するものではないと思いますが、国保会計の都道府県化と医療機関の偏在の関連性について、どう認識されているのか伺います。</p>	<p>【国保医療課長】 国保の都道府県化と医療機関の偏在についてでございますが、国保事業におきましては、加入者の年齢構成が高く、所得水準が低いことや、小規模な保険者が多いといった構造的な課題がございます。</p> <p>本道におきましては、医療機関が都市部に集中するなど地域によって偏在しているほか、健康づくりに対する取組みの違いなどから医療費水準が異なり、他の都府県と比べても地域差が大きいという状況にございます。</p> <p>新たな国民健康保険制度により、平成30年度から道が財政運営の責任主体となるとともに、納付金制度が導入され、全道の加入者が医療費を支え合う仕組みとなったところでございますが、このたびの制度改正は、道内における医療機関の偏在を是正することを主な目的とするものではないと考えております。</p>
(三) 市町村からの納付金について <p>医療費の地域差があるというのは、私はその健康づくりに対する取組もあるかもしれませんけれども、医療機関の偏在の方がはるかに影響が大きいのではないかというふうに思います。偏在については、それはそれで問題ですから、国保の都道府県化と別に解消すべき問題だというふうに思います。</p> <p>都道府県化された国保は、まず国が都道府県ごとに標準保険料を定めて、都道府県が市町村ごとの納付金を定める仕組みであります。市町村は100%納付することが義務付けられます。</p> <p>現行制度では、国保料が100%集められなくても、国保特別会計の中の収入や、あるいは繰上充用という形で次年度に繰り越しができるということであります。しかし、都道府県化になると、今まで市町村に繰り入れられていた国庫支出金や前期高齢者</p>	<p>【国保医療課長】 市町村からの納付金についてでございますが加入者の保険料を財源とする納付金は、道におきまして、北海道全体で必要となる医療費を基に、医療費や所得の水準を考慮し、市町村ごとの金額を算定するものとされております。</p> <p>道は、納付金とともに、各市町村の収納率に応じた標準保険料率を示し、市町村は、それを参考に各々保険料の賦課方式や収納状況を踏まえ、道が示す納付金の額に見合う保険料を決定し、また、収納不足が生じる場合には、道の財政安定化基金から借入を行なうなどして、納付する金額を確保することとされており、市町村は、国民健康保険法に定めるとおり、道が示した額を納付しなければならないものでございます。</p>

質問内容	答弁内容
<p>交付金などは直接北海道にいくため市町村には余剰金ができません。収納率100%にするしか市町村には方法がなくなります。</p> <p>そこで伺いますが、100%納付できない市町村に対してはどのような対応をとるのか、また、納付金が納められることによるペナルティ等の罰則は想定しているのか、伺います。</p>	<p>【国保医療課長】 市町村からの納付金についてでございますが、国民健康保険法では、市町村は納付金を納付しなければならないと規定されており、罰則規定は定められておりませんが、納付金が納付期限までに納められないときには、「北海道税外諸収入金の徴収に関する条例」により、他の税外諸収入と同様に、延滞金が課されるものと考えております。</p>
<p>(再) 市町村からの納付金について</p> <p>道が示した額を市町村は納付しなければならないとおっしゃいました。非常に厳しいかんじがいたしましたけれども、私が伺ったのは、もしそれができる場合についてはペナルティや罰則が科せられるのかということですが、その点について改めて伺います。</p>	<p>【国保医療課長】 国保加入者の保険料負担についてでございますが、国保は、制度創設時に比べ、自営業者や農業者などが減少する一方、年金生活者や無職者、非正規労働者が増加し、加入者の就業構造に大きな変化が見られるところでございます。</p> <p>このため、1人当たりの所得額が低く、高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加している中で、保険料算定の基礎となる所得に対する保険料の割合が、平成25年度の全国平均では10.3%となっております。</p>
<p>(四) 国保料負担の基本的認識について</p> <p>遅れた場合、延滞金があるということですけれども、それ以外のいわゆるペナルティはないというふうに受け止めました。</p> <p>多くの市町村では、国保料が高すぎるのを抑制するために、一般会計からの法定外繰り入れを行っております。</p> <p>ガイドラインには、これまで厚労省自らが認めてきた「国保の構造的な問題点」として「保険料負担が重い」ということはこのガイドラインには書かれおりません。</p> <p>道は、国保料負担が重いという構造的な問題点が現時点においてもあるという認識をお持ちですか。伺います。</p>	<p>一方で、中小企業などの従業員が加入する「協会けんぽ」では、全国平均で7.6%となっており、所得を把握する方法が異なるため、単純に比較はできませんが、保険料負担に差があると考えているところでございます。</p> <p>【国保医療課長】 市町村が独自に実施する施策についてでございますが、新たな国民健康保険制度におきましては、道と市町村が一体となって国保運営していくことになりますことから、共通の仕組みの下で様々な事務事業を実施していく必要がございます。</p> <p>国民健康保険法に定める道内の統一的な国保運営方針の策定にあたりましては、市町村からご意見を十分お聞きするとともに、北海道国民健康保険運営協議会に諮問して、事務の広域化や効率化などを含めて国保運営の考え方を定めていくこととしておりますが、市町村独自の施策につきましては、各々の市町村の判断により実施されるものであると考えております。</p>
<p>(五) 市町村の独自施策について</p> <p>保険料負担に差があるという表現をされましたけれども、要するに重いということですね。収入の10%以上の保険料負担ですから、非常に負担が重いと思いますし、また、国保加入者の平均所得はこの20年間ほどの間、毎年確実に下がってきています。ですから、同じ収入でいつづけると毎年保険料が上がっていくということになります。ですから、保険料負担が非常に重いんですよ。</p> <p>市町村の場合は、加入者と非常に身近な関係にありますから、加入者の負担を理解し、苦しい財政状況の中で様々な工夫を行っています。その市町村の自主的な努力は尊重されるべきと考えますが、如何か、伺います。</p>	<p>【国保医療課長】 決算補填等を目的とした法定外繰り入れについて</p> <p>しかし、「ガイドライン」では、保険料の高騰を抑制するための法定外繰り入れについては「解消または削減すべき」というふうに書かれております。市町村の国保料が高騰することが懸念されます。</p> <p>法定外繰り入れの「解消または削減」で、国保料</p>
	<p>【保険衛生担当局長】 決算補填のための法定外繰入についてでありますが、国保会計は、年度単位で行われており、必要な支出を保険料や国庫負担金などで賄い、收支を均衡させることが原則でありますものの、多くの市町村におきましては、決算時の収支不足を補うこと目的とした一般会計からの繰り入れが行われております。</p>

質問内容	答弁内容
の値上げという事態にはならないのか、伺います。	新たな国保制度では、国保の財政運営を都道府県単位で行うことで、全道の加入者が支え合う仕組みとなり、また、国の財政支援措置が拡充されたこと、納付金制度の導入によって年度内繰入の必要性の大幅な減少が見込まれること、加えて、道が示す標準保険料率が各市町村の本来あるべき保険料水準の指標となりますことなどから、道としては、一般会計からの繰入について市町村と認識を共有して対応することが必要と考えております。
<p>2 市町村の自主的な保険料抑制策の継続について</p> <p>先ほどのやりとりの中で、国保は国保と被用者保険に負担が差があるという表現をされましたけれども、要するにそれは国保は保険料が高いということですよ。ですから、市町村は保険料軽減策を講じているわけですね。それについて、解消などすると保険料は上がるということになりますよ。ますます国保料の負担が重いということになります。</p> <p>今度、国からの財政措置が拡充されるということもありました。交付金が交付されるということになります。</p> <p>国の事業もさまざま変更することがあります。地方への交付金も急きょ半額に減らされたということも別な事業ではあります。</p> <p>国からの交付金を私は一概に否定するつもりはありません。しかし、市町村の自主的な取組みも尊重し、国保料高騰を抑制するための法定外繰り入れを続けたいということであれば、続けることができるような、自由度の高い仕組みを残すべきと考えます。</p> <p>先ほど私は市町村では加入者の負担を理解し、苦しい財政状況の中、様々な工夫を行っていると、その市町村の自主的な努力は尊重されるべきではないかと質問したところ、独自の施策については各々の市町村の判断により実施されていると、市町村の尊重をされる旨の答弁がありました。</p> <p>改めて質問をいたします。北海道では、市町村の法定外繰り入れはできなくするお考えなのか、それとも市町村が繰り入れをしたいということをはっきりするのであればそれを認めるのか、是非明快に答えていただきたいと思います。</p>	<p>【保健衛生担当局長】</p> <p>市町村の法定外繰入についてありますが、道としては、国保財政を将来にわたって安定的に運営していく観点から各市町村における制度改正後の保険料の見込みなども踏まえ、計画的かつ段階的な解消を進めていく法定外繰入の範囲などにつきまして、市町村と認識を共有しながら、検討してまいる考えであります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>国保運営にかかる国への要望についてでございますが、昨年5月29日に公布されました医療保険制度改革法におきましては、「この法律の施行後において、国保の持続可能な運営を確保する観点から、国保全般について、医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」というふうに規定されておりまして、国から全国知事会に対し、国は「持続可能な国保の堅持に最終的な責任を持つ立場である」旨の考え方方が示されております。</p> <p>市町村国保におきましては、今後も加入者の高齢化や医療の高度化などによりまして、医療費の増加が見込まれますことから、道といたしましては、国</p>

質問内容	答弁内容
<p>3400億円の支援金を出して、その半分の1700億円は低所得者の保険料軽減に使うとされています。しかし、知事会では1兆円の支援を求めていたという経緯もあります。</p> <p>国の更なる財政負担によって、低所得者保険料軽減を求めていくべきと考えますが、如何か、部長に伺います。</p> <p>ただ、部長の答弁で医療保険制度間における公平に留意しつつ必要な措置とおっしゃいました。保険料負担は医療保険で違うんですよ。国保は高いんですよ。ですから、それに対して必要な措置というの私が私は法定外繰り入れで保険料軽減をすることだとうふうに思います。色々やりとりをさせていただきまして、改めて国保の都道府県化には問題があるという認識は深めましたし、保険料軽減のために法定外繰り入れをなくすということは許されないというふうに思います。滞納を増やしていくことになると思います。全国知事会と連携して、国に要請をしていただけるということでありますけれども、全国知事会の要望の中には国の財政責任ということにも触っていますし、国の定率負担の引き上げ、と。つまり国は負担を引き下げましたからね。国保料が高くなっている原因は様々ありますし、先ほども申し上げました加入者の所得が下がっているという問題もありますけれども、大きな問題は国が国庫負担を減らしたことにあるというふうに思いますので、是非、この国の負担を引き上げるように引き続き要望していただきたい、このことを申し上げて終わります。</p>	<p>に対し、国保制度が今後も、持続可能なものとなりますよう全国知事会と連携し強く要請をしてまいる考えでございます。</p>